補助金・助成金の活用

マネージャーグループ　補助金関連支援

マネージャーグループは、愛知県の補助金、国の補助金等の活用についてのアドバイスを行っています。
色々な補助金をその適用条件、時期等を自社の経営状況（事業計画・開発計画・資金需要等）に合わせて総合的に判断して活用していく必要があります。
中小企業の経営者の視点から補助金の活用について支援をしています。

対象の補助金・助成金等

中小企業の皆様が、一般的に利用可能な以下の補助金の活用を支援しています。
対象分野・目的等が限定的な補助金等は、必要に応じて個別対応をさせて頂いております。
具体的な県・国の対象補助金は、
①　新あいち創造研究開発補助金
②　外国出願補助金
③　中小企業応援ファンド
④　ものづくり・商業・サービス生産性向上補助金　（国の補助金）等

支援内容

県庁、あいち産業振興機構の補助金申請窓口との連携のもと、以下のような支援を行っています。
①　個別経営相談　（補助金等の活用方法）
②　申請書作成支援　（事業計画のブラッシュアップ等の支援）
③　セミナー　（補助金等の活用についての啓蒙活動・広報用）
補助金の活用法に関する説明が以下の資料のように簡単にまとめていますのでご活用下さい。
（個々の補助金に関する詳しい内容については、当該補助金の窓口で確認してください。）

1）令和２年度　補助金カレンダー

2020年11月13日現在

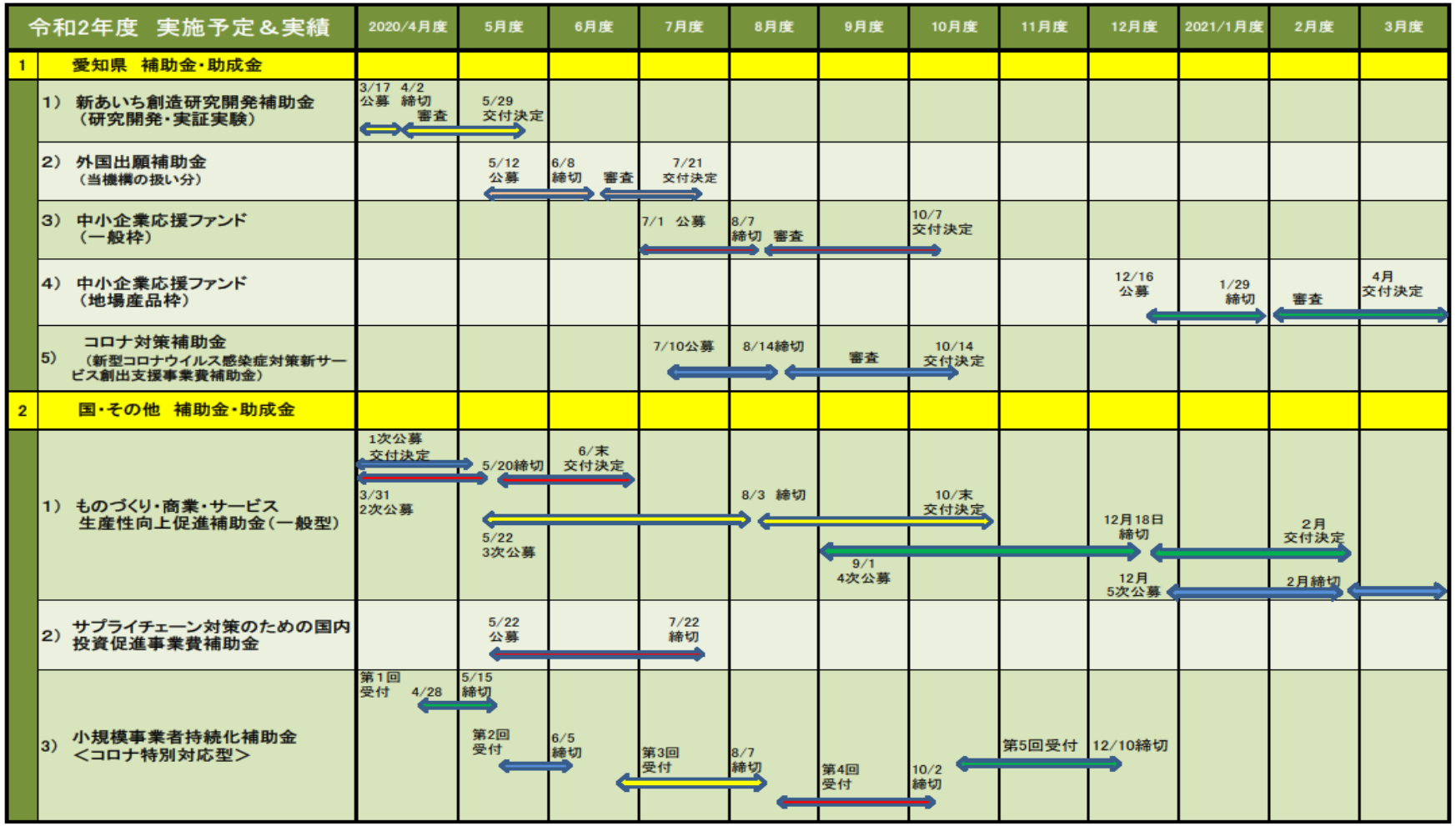

＜R2年度_補助金カレンダー201112＞

2）中小企業応援ファンド

令和2年度助成対象分野、助成対象事業、助成限度額、助成率

助成対象分野・助成対象事業	助成対象者区分	助成限度額・助成率
県内の地域産業資源を活用した新事業展開（一般枠） ・新製品（商品）開発 ・販路拡大 ・人材育成 （新製品（商品）開発、販路拡大につながるもの）	中小企業者	・助成限度額： ５０万円以上３００万円以内 ・助成率：１／２以内 （新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けた企業者については２／３以内）
	小規模企業者	・助成限度額：５０万円以上 １００万円以内 ・助成率：２／３以内

助成対象分野・助成対象事業	助成対象者区分	助成限度額・助成率
県内の地域産業資源を活用した新事業展開　（一般枠） （新型コロナウイルス感染症の感染防止に資するものに限る） ・新製品（商品）開発 ・販路拡大 ・人材育成 （新製品（商品）開発、販路拡大につながるもの）	中小企業者 小規模企業者	・助成限度額： ５０万円以上 ３００万円以内 ・助成率：２／３以内

Copyright ©2020　Heart Qualia Corp.　All Rights Reserved.

3）新あいち創造研究開発補助金

令和元年度新あいち創造研究開発補助金（研究開発・実証実験）の概要　①

対象分野	① 航空宇宙、次世代自動車、環境・新エネルギー、ロボット、情報通信、 健康長寿分野、その他知事が認める分野（以下、研究開発のみ） ② 「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に指定された特定ものづくり基盤技術分野 ③ あいち産業科学技術総合センターが支援する技術分野	
対象者	**大企業、中小企業**	
補助率	**大企業１／２以内　　中小企業 ２／３以内**	
限度額	**大企業２億円以下、中小企業１億円以下、「トライアル型」は５００万円以下**	
対象事業	研究開発	実証実験
	①中小企業が中心と なる場合は、公設試験研究機関や大学と連携して実施するもの。 ②大企業が中心となる場合は、産学官が連携する実施体制を構築して実施するもの。	次の いずれかに該当する実証実験 ①次世代成長分野関連技術や地域資源を活用し、市町村等と連携して実施するもの。 ②次世代成長分野関連技術の高度化 又は実用化に資するもの。
対象経費	部品・原材料費、機械装置費、委託・外 注費、産産連携実施に係る技術的支 援を受けるに必要となる人件費（自社 の労務費を除く）、産産連携実施に係る旅費 等	部品・原材料費、機械装置費、委託・外 注費、実証実験補助人件費、実証実験 協力費、広報宣伝費、諸経費、産産連携実施に係る技術的支援を受けるに必 要となる人件費（自社の労務費を除 く）、産産連携実施に係る旅費 等

4）愛知県新型コロナウイルス感染症対策補助金

愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金の概要

対象分野	新型コロナウイルス感染症の社会経済への影響に対応するため、新しい生活様式に対応した、 感染症対策のための ①　新サービス・新製品（商品）の開発 ②　既存のものを含むサービス・製品（商品）の販路拡大	
対象者	愛知県内　個人事業者、中小企業	
補助率	３/４　以内	
限度額	５００万円を上限、７５万円を下限とする。	
対象事業	（１）開発事業 感染症対策のための新サービス・新製品（商品）の開発を行う事業	（２）販路拡大事業 感染症対策のための既存のものを含むサービス・製品（商品）の販路拡大を行う事業
対象経費	人件費、店舗等借料、試作・開発に係る設備費、試作・開発に係る原材料費、ＩＴサービス導入費、開発費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、施設等利用料、通信運搬費、資料購入費、会議費、消耗品等費	人件費、店舗等借料、ＩＴサービス導入費、開発費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、施設等利用料、広報宣伝費（販路拡大費）、通信運搬費、資料購入費、会議費、消耗品等費

Copyright ©2020　Heart Qualia Corp.　All Rights Reserved.

5）費用負担と手続き
（あいち中小企業応援ファンドのケース）

採択後のスケジュール

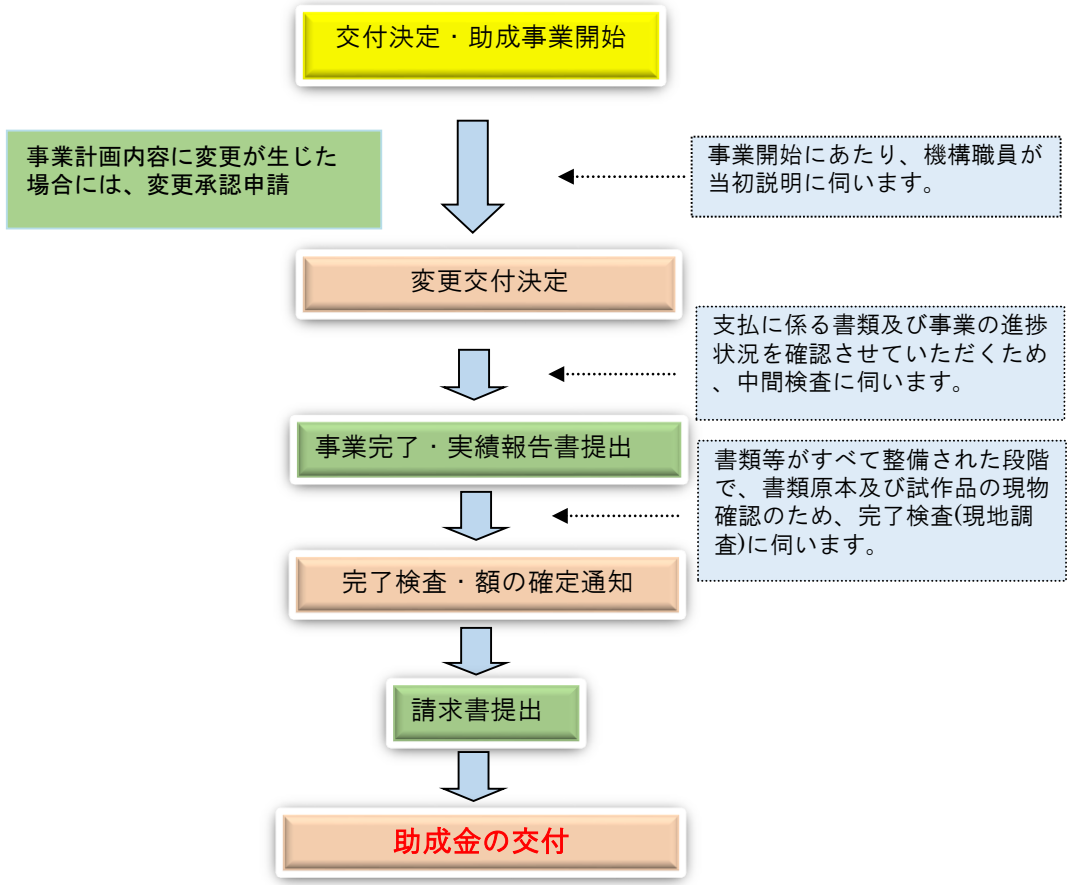

項目	交付決定後の留意点
1 対象経費	事業実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、助成金交付決定日以降に発注、購入、契約等を行い、助成事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等の確認ができるもののみが対象。
2 書類の整備	① 見積書 ② 契約に係る書類（契約書、請書、発注書等） ③ 納品書 ④ 請求書 ⑤ 金融機関振込書の控え（現金支払いの場合は領収書） ⑥ 収支の事実を明確にした帳簿 ⑦ 通 帳（助成対象経費の支払いに係るもの）
3 書類の取扱	（1）実績報告書に、契約行為・内容、支払等が確認できる書類等の写しを添付 （2）謝金は、法令規則等に基づき適正な源泉徴収を行い、所轄税務署へ納付の上、証拠書類を保存。 （3）旅費は、上限は、国内出張1日3,000円、海外出張1日5,000円。 （4）謝金及び旅費を除く１件１０万円を超える支出は、必ず２者以上の見積書を取った上で、契約等の手続きを行う。ただし、２者から徴することができない場合は、選定理由書が必要。 （5）委託費及び機械装置の支出については、必ず契約書を作成。 （6）本事業の経理は、助成対象事業であることを明確にした上で、助成対象経費の書類等は、他の事業とは区別して整理・保管。 （7）取得財産等は、台帳を備え、その保管及び支払の状況を明確に。 （8）助成事業の成果物は、助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保管。また、成果物を売却するなどし、利益が出た場合は必ず報告。
4 経費支払	期限までに納品し、支払いが完了した経費のみが助成対象となる。 経費の支払は、原則振込みにより行うこと。（振込手数料は対象外）
5 その他	（1）実績報告書の提出期限は、事業が完了した日（助成事業に要する経費の全支払いが済んだ日）から20日以内。 （2）申請時の事業計画に変更が生じる場合は、内容によっては変更承認申請書の提出が必要な場合があるので、先ずは当機構に事前相談のこと。

6）成長ステージ毎の補助金等の支援策

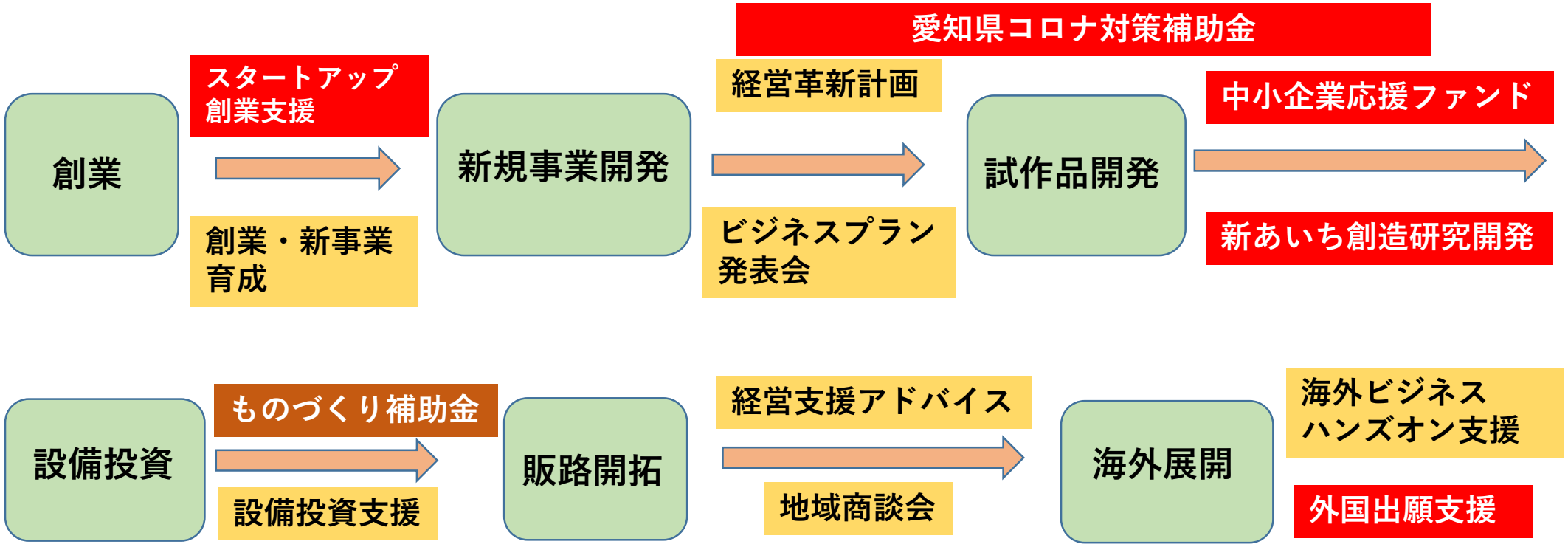

県の補助金　国の補助金　県・あいち機構支援策